

第 85 回社会保障審議会年金数理部会	資料 1
2020 年 9 月 3 日	

厚生労働省提出資料

目次

1	財政検証の枠組みに関する資料	1
1-1	財政検証の枠組みに関する基本的事項	
1-2	将来見通しを作成する際に前提とした公的年金制度の内容	
2	財政検証における推計方法に関する資料	2
2-1	将来推計の全体構造がわかる資料（フローチャートなど）	
2-2	推計方法（数理モデル）に関する資料	
2-3	基礎数に関する資料	
2-4	基礎率（将来に関する仮定・前提条件）に関する資料	
2-5	積立金の初期値の積算根拠	
3	財政検証の詳細結果	5
3-1	被保険者数の見通し	
3-2	年金種別別の受給者数・給付費の見通し	
3-3	財政見通し（収入・支出の内訳を含む）	
3-4	給付水準調整前の年金改定率の見通し・スライド調整率の見通し・給付水準調整後の年金改定率の見通し	
3-5	給付水準の見通し	
3-6	基礎年金拠出金・交付金等の見通し	
4	推計結果の分析及び財政検証結果の表示の適切性	6
4-1	財政検証結果として表示する項目の選定理由、表示項目に不足がないことの検証状況	
4-2	推計結果に内在する不確実性を表現するための取組み又は工夫	
4-3	結果の表示方法の変更点	
4-4	財政検証結果として公表された資料・報告書	
4-5	財政検証結果の公表の手段（ホームページ等への公開状況等）	
4-6	令和元年財政検証の情報公開に関する今後の予定	
5	財政検証の実施体制に関する資料	7
5-1	今回の財政検証にかかわる組織体制、担当職員の人数	
5-2	各担当職員について、その専門性（あるいはこれまでの実務経験、経験年数）と今回の財政検証での役割又は担当業務	
5-3	研修の実施状況	
5-4	推計方法の設計、構造、操作などに関する文書の整備状況	
5-5	仮定（前提）・基礎率の設定根拠と検討過程に関する文書の作成状況	
5-6	推計作業における制度間又は厚生年金実施機関間の連携状況	

6	前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況に関する資料	9
6-1	前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況	

7	年金数理担当者の所見	9
7-1	推計方法の妥当性に関する懸念事項	
7-2	基礎数や基礎率の設定に使用したデータの十分性・信頼性に関する懸念事項	
7-3	前提条件や基礎率の合理性・妥当性に関する懸念事項	
7-4	公的年金の持続可能性に関する所見	
7-5	公的年金の各勘定又は実施機関における資金流動性に関する所見	

【別添資料】

様式①	基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等	11
様式②	基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等	13
様式③	積立金の初期値の積算根拠	22

2-3-3	基礎数の具体的な数値	別冊1	1
	国民年金	"	1
	旧厚生年金	"	7
	国共済	"	15
	地共済	"	22
	私学共済	"	29

2-4-2-6	基礎率の具体的な数値	別冊1	36
	国民年金	"	36
	旧厚生年金	"	62
	国共済	"	99
	地共済	"	135
	私学共済	"	171

6-1	前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況	24
-----	----------------------------	----

【参考資料】

1	将来推計の全体像	別冊2	1
2	給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計	"	5
3	被保険者数の将来推計	"	47

厚生年金保険及び国民年金(基礎年金)について報告を求める事項

1 財政検証の枠組みに関する資料

1-1 財政検証の枠組みに関する基本的事項(下記(i)~(vi)を含んだもの)

- (i) 財政検証の目的(何のために検証するのか)
- (ii) 財政検証の実施主体(誰が検証するのか)
- (iii) 財政検証の頻度(いつ検証するのか)
- (iv) 財政検証の方法に関する(法令上の)制約条件
(注) 検証対象となる制度、検証対象となる期間、検証の基準など
- (v) 財政検証結果の利用方法(財政検証の結果を踏まえて誰が何を実施するのか)
- (vi) 財政検証について(法令上)公表が求められている事項

平成16年改正で保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも5年に1度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、厚生年金事業及び国民年金事業の財政について、財政検証として政府は以下の①~⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね100年間における見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね100年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定めること。
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証は、おおむね100年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成16年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか(持続可能性)と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し(給付の十分性)を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

また、政府は、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

なお、財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間のおおむね100年にわたり、今回は令和97(2115)年度まで推計したものであり、令和97(2115)年度始の積立金が令和97(2115)年度支出の1年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成している。

1-2 将来見通しを作成する際に前提とした公的年金制度の内容

2019年3月において施行されている法令及び2016年年金改革法(平成28年法律第114号)の法律に基づく未施行事項(国年1号被保険者の産前産後期間の保険料免除、年金額改定ルールの見直し)を前提としている。また、国会審議における大臣答弁等をふまえ、既裁定者の年金について、新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率で改定するように推計している。

2 財政検証における推計方法に関する資料

2-1 将来推計の全体構造がわかる資料(フローチャートなど)

参考資料「1 将来推計の全体像」参照

2-2 推計方法(数理モデル)に関する資料

2-2-1 年次別推計の算定式レベルでの計算過程

参考資料「2 給付水準調整を行わない場合の給付費等の将来推計」参照

2-2-2 厚生年金実施機関別又は制度別の被保険者数の見通しの作成方法

参考資料「3 被保険者数の将来推計」参照

2-2-3 制度間、厚生年金実施機関間の資金の授受についての計算過程

<基礎年金拠出金・基礎年金交付金>

毎年度の基礎年金給付に要する費用の総額を推計した後、基礎年金の財政は現役世代全体で支える考え方であることから各勘定から支出する基礎年金拠出金の算出は、各制度の被保険者の人数比(20～59歳、国民年金の免除、未納を除く。)で按分している。

<厚生年金拠出金・厚生年金交付金>

・各実施機関の厚生年金拠出金は、拠出金算定対象額(厚生年金全体の厚生年金給付費(国庫・公経済負担及び追加費用を除く。)と基礎年金拠出金(国庫・公経済負担を除く。))の合計額を、保険料財源比率と(1-保険料財源比率)で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高(1・2階部分相当)の相対比で按分した額から、各実施機関の基礎年金拠出金(国庫・公経済負担を除く)を差し引くことにより算出している。なお、全ての実施機関が同じ保険料率に統合される2026年度までの間、激変緩和措置として、各実施機関の支出費(各実施機関における厚生年金給付費(国庫・公経済負担及び追加費用を除く。))と基礎年金拠出金(国庫・公経済負担を除く。))の合計額)按分も取り入れることとしている。

・各実施機関の厚生年金交付金は、各実施機関における厚生年金給付費から国庫・公経済負担及び追加費用を除くことにより算出している。

・ここで、保険料財源比率とは、直近の財政検証における財政均衡期間(概ね100年間)の拠出金算定対象額に占める保険料収入の割合であり、令和2年度以降は、0.85を適用することとされた。なお、各ケースの厚生年金拠出金・交付金の見通しは、各ケースの保険料財源比率を基に作成している。

(ケースⅠ:0.87、ケースⅡ:0.86、ケースⅢ:0.85、ケースⅣ:0.88、ケースⅤ:0.88、ケースⅥ:ー)

<国共済と地共済の間の財政調整>

・費用負担平準化のための財政調整(財政調整A)については、国共済と地共済とで、拠出金算定対象額から積立金按分率分を除いた額の標準報酬総額に対する比率が均衡するよう、拠出金の拠出・受入の見通しを作成している。なお、旧職域(3階)部分に係る拠出金の拠出・受入が行われるときは、これと同額を逆向きに拠出・受入が行われることを考慮している。

・収支に着目した年金給付に支障をきたさないための財政調整(財政調整B)については、国共済と地共済について財政調整Aを考慮した収支残高を算定し、黒字の共済から赤字の共済に拠出金を拠出する(黒字額の範囲内で赤字額を埋める)として見通しを作成している。なお、財政調整Cが行われるときは財政調整Bは行われないこととしている。

・積立金に着目した年金給付に支障をきたさないための財政調整(財政調整C)については、国共済と地共済について財政調整Aを考慮した積立金額を算定し、積立剰余がある共済から積立赤字の共済に拠出金を拠出する(積立剰余の範囲内で積立赤字額を埋める)として見通しを作成している。

2-2-4 推計方法の開発・変更のプロセス

2-2-4-1 推計方法の開発・変更のプロセスに関する規定事項及びその遵守状況

- ・給付水準調整前の国民年金・厚生年金の給付費推計プログラム
 - ・給付水準調整割合の推計、国民年金・厚生年金の収支計算プログラム
- プログラムを修正する際は、修正方針について課内で確認した上で、担当者複数人でプログラム改修作業を行っている。

2-2-4-2 前回財政検証からの推計方法の変更点についてその内容と変更理由の一覧

- 2016年年金改革法の改正を反映している。
- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進
 - ・国年1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
 - ・年金額改定ルールの見直し(マクロ経済スライドのキャリーオーバー制、賃金スライドの徹底)

2-2-4-3 推計方法に関し、変更を行わなかった箇所の妥当性や、全体としての整合性についての検証・点検状況

従前までの検証結果との接続を見る観点からも、これまでの推計手法に疑義がなければ、変更は加えていない。ただし、制度改正については、年金局数理課において方針を確認して推計に反映している。

経済前提や労働力の違いやオプション試算など複数シミュレーション結果の差異については、給付費等出力結果そのものの精査や、シミュレーション結果同士の差分を比較するなど、確認を行っている。

2-2-4-4 決定論的手法・確率論的手法に関する検討状況

- 財政検証は、決定論的手法に基づき実施している。
- 確率的将来見通しについては、2014年財政検証のピアレビューの報告書や、その後の年金数理部会の議論でも指摘されているように、
- ・対象基礎率の選定、基礎率の分布の設定が困難であること
 - ・基礎率間の整合性をどう考えるべきか
 - ・必要なシミュレーションの回数など技術的な課題
 - ・結果の表現方法も難しい
- など、実施するためには課題が多いと認識しているところ。
- 特に、人口要素の出生率、死亡率や経済要素の物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り、労働参加率については、財政検証における重要な要素であるため、将来の確率分布を設定する必要があると考えたが、これらの確率分布について、将来の不確実性を踏まえると、どのように設定すれば有用な将来推計となるか結論を得ることができなかった。

2-2-5 シミュレーションの結果数値を、決算又は事業統計から把握した実績値と円滑に接続させるために行ったキャリブレーションの方法

財政検証では、直近年度までの実績を基礎数・基礎率としてシミュレーションに投入している。また、実績と推計の接続について確認している。

2-3 基礎数に関する資料

2-3-1 基礎数の種類

別添「様式① 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等」参照

2-3-2 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等

別添「様式① 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等」参照

2-3-3 基礎数の具体的な数値

別添「2-3-3 基礎数の具体的な数値」参照

2-4 基礎率(将来に関する仮定・前提条件)に関する資料

2-4-1 基礎率の種類

別添「様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等」参照

2-4-2 基礎率の設定根拠と検討の過程

2-4-2-1 各種の前提条件・基礎率の設定における重要性の考慮状況

人口・労働力・経済の前提については、複数の幅を持たせた上で推計を行っている。その他については、別添「様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等」にあるとおり、基本的には実績値を基に設定している。

2-4-2-2 人口前提の考え方と検討プロセス

日本の将来推計人口(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

2-4-2-3 経済前提の考え方と検討プロセス

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした幅の広い6ケース

2-4-2-4 各種の前提条件・基礎率の間の依存関係の織り込み状況

2-4-2-5 基礎率(人口前提、経済前提を除く)のもととなる統計と基礎率の算出方法等 使用した年度、抽出方法、設定方法、補正・補完の方法、年度等による率の変化、 前回財政検証からの変更点、データの信頼性・十分性の検証状況、 合理性・妥当性の検証状況等

別添「様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等」参照

2-4-2-6 基礎率の具体的な数値

別添「2-4-2-6 基礎率の具体的な数値」参照

2-5 積立金の初期値の積算根拠

別添「様式③ 積立金の初期値の積算根拠」参照

3 財政検証の詳細結果

- 3-1 被保険者数の見通し
- 3-2 年金種別別の受給者数・給付費の見通し
- 3-3 財政見通し(収入・支出の内訳を含む)
- 3-4 給付水準調整前の年金改定率の見通し・スライド調整率の見通し
・給付水準調整後の年金改定率の見通し
- 3-5 給付水準の見通し
- 3-6 基礎年金拠出金・交付金等の見通し

4 推計結果の分析及び財政検証結果の表示の適切性

4-1 財政検証結果として表示する項目の選定理由、表示項目に不足がないことの検証状況

国民年金法および厚生年金保険法に規定されている年金事業の今後おおむね100年間における収支見通しや・マクロ経済スライド調整の調整終了年を示している。

また、オプション試算の実施項目としては、社会保障審議会年金部会等の議論を踏まえて実施している。

4-2 推計結果に内在する不確実性を表現するための取組み又は工夫

社会保障審議会年金部会の下に設置された専門委員会報告書でも「財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測(forecast)というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影(projection)するものという性格に留意が必要である。このため、財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある」と記されており、この考え方にに基づき、幅広い6ケースをメインケースを設けず並列に設定している。また、この考え方を財政検証結果レポート等、様々な機会に説明してきている。

4-3 結果の表示方法の変更点

公的年金財政の現況及び見通しがより伝わりやすくなる観点から、オプション試算等の資料の充実や工夫を行った。例えば、

○オプション試算として、新たに以下の試算を行った。

・オプション試算A(被用者保険の更なる適用拡大)として、現行の規模要件を廃止した場合の試算
・オプション試算B(保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)として、在職老齢年金の見直し、厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ、就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大)に関する試算

・オプション試算Aとオプション試算Bの組み合わせ試算

・参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルール(賃金スライドの徹底、キャリアオーバーの導入)に関する試算

○公的年金の給付と負担の国民経済(GDP)に対する大きさや、足下(2019年度)の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期に関する資料を新たに示した。

○所得代替率の見直しについて、これまでの財政検証結果からの変化を示し、特に基礎年金の給付水準調整が長期化している点を示した。

○公的年金の給付水準は、片働きや共働きといった世帯類型によって決まるものではなく、世帯の1人当たりの賃金水準が同じであれば、年金月額、所得代替率は同じとなる。このようなことについて国民の皆様にご理解いただけるよう、

・これまでと同様に、モデル年金の賃金水準のケースだけではなく、賃金水準に応じて所得代替率も変わることを提示した上で、

・様々な賃金水準の幅の中に、片働き世帯や共働き世帯がどの程度存在しているかを提示するなどの工夫をした。

4-4 財政検証結果として公表された資料・報告書

○第9回社会保障審議会年金部会(2019年8月27日)資料

・(資料1)2019(令和元)年財政検証結果のポイント

・(資料2-1)国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し

・(資料2-2)国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し(詳細結果)

・(資料3-1)国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算

ー 2019(令和元)年オプション試算結果 ー

・(資料3-2)国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(詳細結果)

ー 2019(令和元)年オプション試算結果(財政見直し等) ー

・(資料4)2019(令和元)年財政検証関連資料

4-5 財政検証結果の公表の手段(ホームページ等への公開状況等)

○第9回社会保障審議会年金部会(2019年8月27日)資料

○厚生労働省ホームページ掲載データ(プログラム、基礎数、基礎率など)

4-6 令和元年財政検証の情報公開に関する今後の予定

○刊行物:2019年財政検証結果レポート

○厚生労働省HP いっしょに検証! 公的年金(いわゆる、年金マンガ)

5 財政検証の実施体制に関する資料

5-1 今回の財政検証にかかわる組織体制、担当職員の人数

5-2 各担当職員について、その専門性(あるいはこれまでの実務経験、経験年数)と今回の財政検証での役割又は担当業務

実施体制は以下の通り(2019年財政検証公表(2019年8月27日)時点)。

実施体制	入省後年数	年金関係経験年数(※5)	
			数理課経験年数
数理課長	28年5月	10年3月	3年9月
総括担当			
課長補佐	19年5月	12年2月	8年11月
厚生年金担当			
課長補佐(※1)	10年5月	4年5月	4年5月
数理専門官(※2)	7年5月	3年2月	3年2月
係長(※3)	3年5月	2年5月	0年2月
係員	0年11月	0年11月	0年11月
国民年金・基礎年金担当			
課長補佐(※4)	16年5月	5年1月	3年0月
課長補佐	10年5月	5年2月	2年2月
係長	3年5月	2年2月	2年2月
数理調整管理室長	23年5月	14年3月	11年3月
共済年金担当			
室長補佐(※1)	(同上)	(同上)	(同上)
数理専門官(※2)	(同上)	(同上)	(同上)
係長(※3)	(同上)	(同上)	(同上)

※1～3 共済年金担当は、それぞれ厚生年金担当が兼務している。

※4 国民年金・基礎年金担当の課長補佐1名は2016年7月～2019年6月に数理課に配属され、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の業務等に従事したが、2019年8月27日時点では数理課に所属していない。

※5 年金関係経験年数とは、厚生労働省年金局、財務省主計局給与共済課、日本年金機構、国民年金基金連合会、企業年金連合会、年金シニアプラン等における在職年数

5-3 研修の実施状況

厚生年金担当、国民年金担当ごとに、それぞれでシミュレーション方法等の研修を実施している。

5-4 推計方法の設計、構造、操作などに関する文書の整備状況

財政検証結果レポートに、財政計算スキーム及び計算式等をまとめている。
さらに詳細については、担当ごとにプログラムのソースコードを引き継いでいる。

5-5 仮定(前提)・基礎率の設定根拠と検討過程に関する文書の作成状況

- ・人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を用いている。
- ・労働力の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」を用いている。
- ・経済の前提は、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の報告書に基づいている。
- ・その他の制度の状況等に関する前提については、財政検証結果レポートにまとめている。
なお、前提の方針を数理課内で確認するため、計32回打ち合わせを行った。

5-6 推計作業における制度間又は厚生年金実施機関間の連携状況

(i) 推計作業の連携にあたっての事前取り決め事項とその遵守状況

財政検証に向け、各実施機関の基礎数・基礎率の作成、被保険者数の将来推計、国共済・地共済の財政調整等に関する課題について、実施機関担当省及び実施機関の数理担当者と連絡会議を3回行い、連携方法等の取り決めを行った。

各実施機関の基礎率は厚生労働省で作成し、各実施機関担当省にも妥当性・適切性等の観点からの協議を行うことで連携を図っている。

各実施機関の被保険者数の将来推計値は各実施機関担当省が作成し、厚生労働省が確認した。

厚生年金拠出金には、国共済・地共済間の財政調整を加味する必要があるため、財務省、総務省から旧職域(3階)に係る拠出金の見通しの提供を受け、厚生労働省で収支見通しを作成した。

(ii) 基礎数・基礎率の作成における連携状況(情報の授受を行った場合、その情報の妥当性・適切性の確認状況を含む。)

2019年財政検証における各共済の基礎数・基礎率は、厚生年金保険法施行規則第88条の10に基づき各実施機関から報告されたデータを基に設定している。

報告を受けたデータについては、エラーチェックを行い、必要に応じて各実施機関に照会し修正するなどの作業を行っている。

また、各実施機関の基礎率は厚生労働省が作成し、各実施機関担当省にも妥当性・適切性等の観点からの協議を行うことで連携を図っている。

(iii) 将来推計作業における連携状況(推計結果の確認・検証状況を含む)

基礎数・基礎率の作成、被保険者数の将来推計の作成、国共済・地共済間の財政調整を織り込んだ実施機関別の収支見通しを厚生労働省が作成する等の過程において、各実施機関担当省と連携を図っている。

(iv) 推計作業における制度間又は厚生年金実施機関間の連携状況の平成26年財政再検証・財政再計算からの変更点

各実施機関の基礎率は厚生労働省で作成し、各実施機関担当省へ協議を行うこととした。

6 前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況に関する資料

6-1 前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況

別添「6-1 前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況」参照

7 年金数理担当者の所見

7-1 推計方法の妥当性に関する懸念事項

7-2 基礎数や基礎率の設定に使用したデータの十分性・信頼性に関する懸念事項

7-3 前提条件や基礎率の合理性・妥当性に関する懸念事項

7-4 公的年金の持続可能性に関する所見

7-5 公的年金の各勘定又は実施機関における資金流動性に関する所見

2019年財政検証では、高成長のケースから低成長のケースまで幅の広い6通りの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということ幅広くお示しした。このことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論を行うベースを提供している。

その結果、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長していけば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保していけることが確認された。2014年検証に引き続き、子どもを産み育てやすい環境の整備、女性や高齢者が安心して働ける環境の整備を進め、日本経済の持続的な成長を確保していくことが重要であると考えている。また、年金制度については社会の変化にあわせ、これらを阻害することなく不断の見直しを行っていく必要があると考えている。

また、前回に引き続き行ったオプション試算の結果では、拠出期間の延長や被用者年金の適用拡大などが、制度の持続可能性を高め、将来の給付水準を確保する上で重要なものであることが改めて確認でき、年金制度の今後の検討を行うに資する資料を提示できたと考える。

【別添資料】

様式① 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等

様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等

様式③ 積立金の初期値の積算根拠

6-1 前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況

様式① 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等

【国民年金】

基礎数の種類	ア. 元となる統計 [内容(表別)、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等]	イ. 作成方法 [概要、加工・補正又は補完等の方法]	ウ. 前回からの変更点 エ. 変更理由	オ. データの十分性・信頼性の検証状況
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除(全額、3/4、半額、1/4)期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均(平成28年度末における被保険者の個票データの無作為に100分の1で抽出)	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除(全額、3/4、半額、1/4)期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均(平成28年度末における被保険者の個票データの無作為に100分の1で抽出)	被保険者種別に被保険者数が実績に一致するよう補正		前回の財政検証の基礎数との比較を行っている。 公表数値との整合性を確認している。
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期待者数・被保険者期間、納付期間、免除(全額、3/4、半額、1/4)期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期待者数・被保険者期間、納付期間、免除(全額、3/4、半額、1/4)期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均(平成28年度末における被保険者の個票データの無作為に100分の1で抽出)	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期待者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期待者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期待者の記録を削除する。		
年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額(給付の種類別)の種類の	年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額(給付の種類別)(平成28年度末・全数統計)	遺族年金については、妻、夫及び未子に着目して推計を行っており、また妻、夫及び未子に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。	平成26年4月から遺族基礎年金が父子家庭へ支給されることとなったことに伴い、新規に夫に係る分を作成した。	

様式① 基礎数のもととなる統計と基礎数の作成方法等

【厚生年金】

基礎数の種類	ア. 元となる統計 【内容(差別・集計項目・集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等】	イ. 作成方法 【概要、加工・補正又は補完等の方法】	ウ. 前回からの変更点 ウ. 変更理由	オ. データの十分性・信頼性の検証状況
被保険者種別・年齢・被保険者期間別・被保険者数・平均標準報酬・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計	【旧厚年】 被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計(平成28年度末における被保険者の個票データを無作為に50分の1で抽出) 【共済】 被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計(平成28年度末・全数統計)	【旧厚年】 被保険者種別・年齢別に被保険者数が実績に一致するよう補正	ウ. 前回からの変更点 短時間被保険者に係る基礎数を新たに作成 エ. 変更理由 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が施行されたため(平成28年10月、平成29年4月)	・前回の財政検証の基礎数との比較を行っている。 ・公表数値との整合性を確認している。
被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期待者数・標準報酬月額及び標準報酬月額と標準賞与額の累計	【旧厚年】 被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期待者数・標準報酬月額及び標準報酬月額と標準賞与額の累計(平成28年度末における受給待期待者の個票データを無作為に50分の1で抽出) 【共済】 被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期待者数・標準報酬月額及び標準報酬月額と標準賞与額の累計(平成28年度末・全数統計)	【旧厚年】 次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期待者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 3 受給待期待者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期待者の記録を削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新期裁定受給者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被保険者・受給待期待者のデータにおける平均被保険者期間とを比較しながら、被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合させる。 【共済】 上記1. 及び2. を行っている。		
被保険者種別・年金種別・年齢別 受給待期待者数・年金額(給付の種類別)	【旧厚年】【共済】 被保険者種別・年齢別 受給待期待者数・年金額(給付の種類別)(平成28年度末・全数統計)			

様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等

【国民年金】

基礎率の種類	ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【アは、内容(個別・集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等】	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(考え方や方法)、加工・補正・補完等の方法】	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】	カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
総脱退力	ア. 元となる統計 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成25～28年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成26～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計	カ. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。	ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 他統計である第22回生命表の整合性を確認している。
死亡脱退力	ア. 元となる統計 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成25～28年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成26～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計	カ. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。	ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
20歳前障害年金発生力	ア. 元となる統計 性・年齢別 被保険者数 (平成25～28年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成26～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金の新規裁定者数を推計	カ. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。	ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
遺族年金(妻)発生割合	ア. 元となる統計 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成26～28年度) 妻死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成26～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡脱退者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 世帯数推計における将来の有配偶率を用いて将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込むよう、年度ごとに年齢別に變化させる。	エ. 推計における使用方法 当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)新規裁定者数を推計	カ. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。	ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
遺族年金(夫)発生割合	ア. 元となる統計 年齢別 女子1、3号死亡脱退者数 (平成26～28年度) 妻死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(夫)受給権者数 (平成26～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(夫)受給権者数を年度平均女子1、3号死亡脱退者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 世帯数推計における将来の有配偶率を用いて将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込むよう、年度ごとに年齢別に變化させる。	エ. 推計における使用方法 当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(夫)新規裁定者数を推計	カ. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。	ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 遺族年金(夫)の制度施行が2014年度であり、2014年財政検証では、実績データはなかった。今回は、2014年以降の3か年の実績を基に、遺族年金(夫)発生割合を作成した。

基礎率の種類	ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(個別・集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)]	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
遺族年金(子)発生割合	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査 ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)新規裁定者数を推計 当年度の男子1号死亡被保険者・待期者数から当年度中の遺族年金新規裁定者数を推計	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
遺族年金(子)発生割合	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査 ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 当年度の1号死亡被保険者・待期者数から当年度中の死亡一時金新規裁定者数を推計	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
死亡一時金発生割合	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査 ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 前年度末の老齢年金受給権者数から当年度中の失権者数を推計	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
老齢年金失権率	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、将来推計人口(平成29年推計) ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、将来推計人口(平成29年推計)	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 前年度末の障害年金受給権者数から当年度中の失権者数を推計	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
障害年金失権率	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成29年推計 ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成29年推計	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 前年度末の遺族年金受給権者数から当年度中の失権者数を推計	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
遺族年金失権率	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査 ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 第22回生命表、平成27年国勢調査	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)] ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような扱いを算出するか)] 遺族年金(夫)の制度施行が2014年度であり、2014年財政検証では、実績データはなかった。今回は、2014年以降の3か年の実績を基に、遺族年金(夫)失権率を作成した。	ク. 前回の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。

基礎率の種類	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(差別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
寡婦年金失権率	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(差別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方と方法)、加工・補正・補完等の方法]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
年齢別年金当受給者1人当たり加給年金額対象者割合(寡婦)	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
年齢別年金当受給者1人当たり加給年金額対象者割合(寡婦)	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
年齢別年金当受給者1人当たり加給年金額対象者割合(寡婦)	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
年齢別年金当受給者1人当たり加給年金額対象者割合(寡婦)	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	ク. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況

基礎率の種類	ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ [アは、内容(差別・集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等]	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 [概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)]	エ. 推計における使用方法 [概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)]	カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
年齢別年金受給者1人当たり加給年金割合 遺族年金(夫)第3子以降	ア. 元となる統計 遺族年金(夫)受給者数 (平成26～28年度) 遺族年金(夫)年齢別 第3子以降の数 (平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 遺族年金(夫)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給者数で除したものを平準化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 遺族年金(夫)年齢別 第3子以降に段階的に近づけていく。	遺族年金(夫)の加給年金額対象者数を推計	遺族年金(夫)の制度施行が2014年度であり、2014年財政検証では、実績データはなかった。今回は、2014年以降の3分年の実績を基に加給割合を作成した。	・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
年齢別年金受給者1人当たり加給年金割合 遺族年金(子)第2子	ア. 元となる統計 遺族年金(子)受給者数 (平成26～28年度) 遺族年金(子)年齢別 第2子以降の数 (平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 遺族年金(子)第1子(親なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給者数で除したものを平準化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
年金種別・性別・年齢別年金受給者1人当たり加給年金割合 障害年金第1・2子	ア. 元となる統計 年金種別・性別・年齢別 受給者数 (平成26～28年度末) 年金種別・性別・年齢別 第1子、第2子数 (平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 年金種別・性別・年齢別に加給年金対象者数を受給者数で除したものを平準化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	障害年金の加給年金額対象者数を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
年金種別・性別・年齢別年金受給者1人当たり加給年金割合 障害年金第3子以降	ア. 元となる統計 年金種別・性別・年齢別 受給者数 (平成26～28年度末) 年金種別・性別・年齢別 第3子以降の数 (平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 年金種別・性別・年齢別に加給年金対象者数を受給者数で除したものを平準化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	障害年金の加給年金額対象者数を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
年金種別・性別・年齢別障害年金等級別	ア. 元となる統計 年金種別・性別・年齢別 受給者数 (平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 3年度平均の等級別割合から設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。

基礎率の種類	ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【アは、内容(逐別・集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容、出所等】	ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(考え方や方法、加工・補正・補完等の方法)】	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】	カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況
性・年齢別 老齢年金(繰上 生割合(繰上 請求率))	ア. 元となる統計 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数(平成28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 性・年齢別 10月1日現在推計人口(平成19～28年)	ウ. 設定方法 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 平成19～28年度実績の傾向を基に、令和12年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給権者のうち繰上げ請求する者の数を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
性・年齢・免 除区分別 国 民年金保険料 の納付率	ア. 元となる統計 性・年齢・免除区分別 納付対象月数(平成28年度) 性・年齢・免除区分別 納付済月数(平成28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 年齢計でのみの場合の納付率が、日本年金機構中期計画(2019年3月)を踏まえて設定した現年度納付率(2023年度に70%)、最終納付率(2021年度に75%)となるように年齢別に設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	国民年金第1号被保険者の平均納付期間を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。
性・年齢・免 除区分別 国 民年金保険料 の免除率	ア. 元となる統計 性・年齢別 第1号被保険者期間(平成26～28年度) 性・年齢・免除区分別 免除月数(平成26～28年度) 免除区分別 免除者数(平成29年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 平成28、29年度実績を基に設定 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	国民年金第1号被保険者の平均免除期間を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・他統計である事業年報との整合性を確認している。
性・年齢別 付加年金納 付率	ア. 元となる統計 性・年齢別 1号被保険者数(平成28年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数(平成28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 性・年齢別に平成28年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化 オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	国民年金第1号被保険者の平均納付期間を推計		・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。

様式② 基礎率のもととなる統計と基礎率の算出方法等

【厚生年金】

基礎率の種類	<p>ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【アは、内容(差別・業種別項目、統計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容(差別・業種別項目、統計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等】</p>	<p>ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構え方と方法)、加工・補正・補完等の方法】</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどう使い回しを算出するか)】</p>	<p>カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由</p>	<p>ク. データの十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>
総脱退力	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚生)】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成28年度) 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成28年度) 【(共済)】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 脱退者数(平成28年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p>	<p>ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に年度中脱退者数(前年度末の被保険者数に当年度中の新規加入者数及び再加入者数を加え当年度末の被保険者数を控除したもの)を年度平均被保険者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計</p>	<p>カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由 総脱退力は減少傾向にあるため。</p>	<p>ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理解内で打合せを行い、基礎率の合理性等を65歳までの雇用機会の確保措置に係る状況等を確認している。</p>
生存脱退力	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚生)【共済】】 なし (総脱退力、死亡脱退力及び障害年金発生力の項目アを参照)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 総脱退力 死亡脱退力 障害年金発生力</p>	<p>ウ. 設定方法 総脱退力－死亡脱退力－障害年金発生力</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の生存脱退者数を推計</p>	<p>カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由</p>	<p>ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理解内で打合せを行い、基礎率の合理性等を65歳までの雇用機会の確保措置に係る状況等を確認している。</p>
死亡脱退力	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚生)【共済】】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 死亡による被保険者資格喪失者数(平成26～28年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 総脱退力 生命表</p>	<p>ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に、年度中死亡被保険者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化したもの</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計</p>	<p>カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由</p>	<p>ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理解内で打合せを行い、基礎率の合理性等を65歳までの雇用機会の確保措置に係る状況等を確認している。</p>
障害年金発生力	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚生)】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数(平成26～28年度) 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数(平成27～28年度)</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p>	<p>ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に年度中障害厚生年金新規裁定者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化</p> <p>オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 前年度末の被保険者数から当年度中の障害年金の新規裁定者数を推計</p>	<p>カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由</p>	<p>ク. 前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ケ. 数理解内で打合せを行い、基礎率の合理性等を65歳までの雇用機会の確保措置に係る状況等を確認している。</p>

基礎率の種類	<p>ア. 元となる統計及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【アは、内容(差別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容(差別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等】</p>	<p>ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法と方法)、加工、補正、補完等の方法】</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】</p>	<p>ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>
標準報酬指数	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚年)【国共済、私学共済】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成26～28年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者の標準報酬額(平成26～28年度) 【地共済】 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成28年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者の標準報酬額(平成28年度)】</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ</p>	<p>ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】</p>	<p>ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>
新規加入者報酬	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚年)【共済】 被保険者種別 被保険者数(平成28年度末) 被保険者種別 被保険者の標準報酬額(平成28年度)】</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 標準報酬指数</p>	<p>ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】</p>	<p>ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>
年金失権率	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚年)【共済】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 新規裁定者数(平成26～28年度) 【共済】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 新規裁定者数(平成28年度)】</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 生命表</p>	<p>ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 将来推計人口における将来の死亡率改善を基として、失権率の改善を年度ごとに性別・年齢別に行う</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】</p>	<p>ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>
有遺族率(障害厚生年金受給権者死亡を除く)	<p>ア. 元となる統計 【(旧厚年)【共済】 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金受給権者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金新規裁定者数(平成26～28年度) 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成27～28年度) 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金受給権者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金新規裁定者数(平成28年度) 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成28年度末)】</p> <p>イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 国勢調査 日本の世帯数の将来推計 有遺族率(障害厚生年金受給権者死亡)</p>	<p>ウ. 設定方法及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 日本の世帯数の将来推計における将来の配偶関係の変化を性別・年齢別に織り込んで設定</p>	<p>エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い方を算出するか)】</p>	<p>ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況</p>

基礎率の種類 有遺族厚生年金受給権者(死亡)	ア. 元となる統計及び 【ア】は、内容(選別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容(選別、集計項目、集計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等 ア. 元となる統計 【(旧厚生年)】 被保険者種別・年齢別 障害年金受給権者数(平成25～28年度末) 被保険者種別・年齢別 障害年金新規裁定者数(平成26～28年度末) 被保険者種別・年齢別 障害年金新規裁定者数(平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 年金受給権者1人当たり加給対象者数割合(障害年金) 国勢調査	ウ. 設定方法及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法)、加工、補正、補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別毎に障害年金の年度中央権者数に年金受給権者1人当たり加給対象者数割合を乗じたものが、年齢計で遺族年金新規裁定者数となるよう設定。共済については、旧厚と同じ数値を設定。 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータからどのように算出するか)】 死亡した受給権者数に乗じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計 死亡した被保険者または受給権者の年齢から、遺族年金の新規裁定者の年齢を推計	ハ. 前回のからの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回のからの変更点 遺族厚生年金が新規裁定される子、「母がい ない子」から「親がい、いない子」に変更。 キ. 変更理由 遺族年金が父子家庭に拡大されたため(平成26年4月)。	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・年齢計で実績値と一致するよう整合性を取っている。 ・国勢調査の有配偶率との整合性を確認している。
被保険者で あった者と遺族厚生年金受給権者の 年齢相関	ア. 元となる統計 【(旧厚生年)】 被保険者種別・年齢別 被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の平均年齢(平成26～28年度末) 【共済】 被保険者種別・年齢別 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金新規裁定者の平均年齢(平成27～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法)、加工、補正、補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別 被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の平均年齢から設定 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータからどのように算出するか)】 死亡した受給権者数に乗じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計 死亡した被保険者または受給権者の年齢から、遺族年金の新規裁定者の年齢を推計	ハ. 前回のからの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回のからの変更点 遺族厚生年金が新規裁定される子、「母がい ない子」から「親がい、いない子」に変更。 キ. 変更理由 遺族年金が父子家庭に拡大されたため(平成26年4月)。	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・年齢計で実績値と一致するよう整合性を取っている。 ・国勢調査の有配偶率との整合性を確認している。
年金受給権者1人当たり加給対象者数割合	ア. 元となる統計 【(旧厚生年)】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成26～28年度末) 被保険者種別・年齢別 加給年金対象者数(平成26～28年度末) 【共済】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 加給年金対象者数(平成27～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 国勢調査	ウ. 設定方法及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法)、加工、補正、補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別 年齢別に受給権者数に対する加給年金対象者数を続柄別に設定 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータからどのように算出するか)】 各年度末の受給権者数に乗じることにより、加給年金が支給される者の数を推計	ハ. 前回のからの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回のからの変更点 遺族厚生年金が新規裁定される子、「母がい ない子」から「親がい、いない子」に変更。 キ. 変更理由 遺族年金が父子家庭に拡大されたため(平成26年4月)。	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・年齢計で実績値と一致するよう整合性を取っている。 ・国勢調査の有配偶率との整合性を確認している。
年金支給率	ア. 元となる統計 【(旧厚生年)】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成26～28年度末) 被保険者種別・年齢別 受給額(平成26～28年度末) 【共済】 被保険者種別・年齢別 受給権者数(平成27～28年度末) 被保険者種別・年齢別 受給額(平成27～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 国勢調査	ウ. 設定方法及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法)、加工、補正、補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別 年齢別に支給額を年金額で除して設定。 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータからどのように算出するか)】 各年度末の在職高齢年金受給権者の人数・年金額に乗じることにより、支給停止される部分を除いた人数・年金額を推計	ハ. 前回のからの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回のからの変更点 遺族厚生年金が新規裁定される子、「母がい ない子」から「親がい、いない子」に変更。 キ. 変更理由 遺族年金が父子家庭に拡大されたため(平成26年4月)。	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・年齢計で実績値と一致するよう整合性を取っている。 ・国勢調査の有配偶率との整合性を確認している。
障害厚生年金の等級割合	ア. 元となる統計 【(旧厚生年)】 障害厚生年金の等級別 障害年金受給権者数(平成26～28年度末) 障害厚生年金の等級別 障害年金受給額(平成26～28年度末) 【共済】 障害厚生年金の等級別 障害年金受給権者数(平成27～28年度末) 障害厚生年金の等級別 障害年金受給額(平成27～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法)、加工、補正、補完等の方法】 ウ. 設定方法 障害厚生年金の等級別に受給者構成割合から設定 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータからどのように算出するか)】 障害厚生年金の新規裁定者の数に乗じることにより、新規裁定者数を等級別に推計	ハ. 前回のからの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回のからの変更点 遺族厚生年金が新規裁定される子、「母がい ない子」から「親がい、いない子」に変更。 キ. 変更理由 遺族年金が父子家庭に拡大されたため(平成26年4月)。	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・数理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・年齢計で実績値と一致するよう整合性を取っている。 ・国勢調査の有配偶率との整合性を確認している。

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【アは、内容(歳別・業計項目・業計対象等)、使用年度、出所、抽出方法等、イは、内容(出所等)】 【(旧厚年)】 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成26～28年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成26～28年度) 【共済】 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成27～28年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成27～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法と方法)、加工・補正・補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に年度中再加入者数を年度中の新規加入者数と再加入者数の和で除したものを平滑化 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い回しをするか)】 当年度中に新規加入または再加入する者のうち、再加入する者の数を推計	ハ. 前回からの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・教理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・前回財政検証や前々回財政検証の数値との比較などを行っている。
再加入率	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【(旧厚年)】 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成26～28年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成26～28年度) 【共済】 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成27～28年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成27～28年度) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法と方法)、加工・補正・補完等の方法】 ウ. 設定方法 被保険者種別・年齢別に年度中再加入者数を年度中の新規加入者数と再加入者数の和で除したものを平滑化 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い回しをするか)】 当年度中に新規加入または再加入する者のうち、再加入する者の数を推計	ハ. 前回からの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・教理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・前回財政検証や前々回財政検証の数値との比較などを行っている。
遺族厚生年金受給権者の有子割合	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 【(旧厚年)】 遺族年金受給権者のうち夫・妻の数(平成26～28年度末) 年齢別 遺族年金受給権者のうち夫・妻の数(平成26～28年度末) 年齢別 遺族年金受給権者のうち子あり夫・子あり妻の数(平成26～28年度末) イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 【概要(構成方法と方法)、加工・補正・補完等の方法】 ウ. 設定方法 遺族年金受給権者のうち子あり夫・子あり妻の数、それぞれ遺族年金受給権者のうち夫・妻の数で除して設定。共済については、旧厚と同じ数値を設定。 才. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法 遺族年金受給権者のうち子あり夫の数については、遺族年金が父子家庭に拡大(平成24年改正)されたことに伴う制度改正の成熟度に応じて、年齢毎に使用する年度を変えている。	エ. 推計における使用方法 【概要(どのようなデータにどのような使い回しをするか)】 当年度中に新規加入または再加入する者のうち、再加入する者の数を推計	ハ. 前回からの変更点 キ. 変更理由 カ. 前回からの変更点 キ. 変更理由	ク. 元々の十分性・信頼性の検証状況 ケ. 合理性・妥当性の検証状況 ・前回の財政検証の基礎率との比較を行っている。 ・教理課内で打合せを行い、基礎率の合理性等を確認している。 ・国勢調査における死別した配偶者の有子割合との比較などを行っている。

6-1 前回レビューの「今後の財政検証への提言」への対応状況

<p>今後の財政検証への提言 (番号は前回レビュー報告書「第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言」の該当節番号)</p>	<p>対応状況</p>
<p>1 平成26年財政検証・財政再計算の評価 (2) 財政検証・財政再計算結果に係る評価 ① 財政見直し 法律に定める財政検証の重要な目的の一つに、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度を定めることがある。今回財政検証のように複数のケースが並列的に扱われたままでは、最終的局面で当該終了年度を決定できず、財政検証の重要な目的の一つを果たせなくなるのではないかとということが懸念される。</p>	<p>前回ピアレビュー報告書では、「幅広い前提による結果が示されたことは、将来の様々な可能性を検証し、これからの制度改正の議論に大いに資するものとして評価できる」と、肯定的な報告もなされている。 また、経済・財政の専門家からなる社会保障審議会年金部会の下に設置された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」報告書では「財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影 (projection) するものという性格に留意が必要である。このため、財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある」との結論を得ている。 これらを考慮して、2019年財政検証では、ケースⅠ～Ⅵの幅の広い6ケースを設定しており、マクロ経済スライドの終了は、財政検証の結果を踏まえて総合的に判断することとしている。</p>
<p>② 推計結果の分析及び結果の示し方 前回財政検証以降に行われた制度改正の財政影響については、前回検証結果からの財政的変化の分析の中で分析し示されるべきである。 実質的収支をみることも大事であるが、制度や財政の実態を理解する上で、まずは全ての収入、支出項目が明らかになるよう明示される必要がある。</p>	<p>2016年の年金改革法では、以下のとおり年金額の改定ルールの見直しが行われ、これらの制度改正の効果は、今回の財政検証でオプション試算の「参考試算」で示している。 ・賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底 ・マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整 年金財政上の観点から、実質的な収入・支出を捉えることが重要と考えている。 基礎年金については、基礎年金給付と基礎年金相当給付 (旧法の1階部分に相当する給付) をあわせた費用を基礎年金拠出金により各制度・実施機関が負担する仕組みとなっている。このため、支出において、基礎年金相当給付に要する費用が、基礎年金拠出金にも重複して含まれることとなるため、収支見直しにおいては、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための交付金である基礎年金交付金を収入・支出両面から控除している。なお、基礎年金交付金の見直しは、様式⑨-3において示している。</p>
<p>推計結果の情報公開については、一般被保険者に必ずしもこれらの理解が十分進んでいないのではないかとも思われることから、各制度においては、情報公開の方法や内容を分かり易くする工夫等につき、引き続き検討、努力されるよう望みたい。</p>	<p>今回の財政検証の公表資料では、「4-3 結果の表示方法の変更点」でも記したように、内容を分かり易くするための工夫を行っている。</p>

<p>今後の財政検証への提言 (番号は前回ピアレビュー報告書「第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言」の該当節番号)</p>	<p>対応状況</p>
<p>(3) 推計方法に係る評価</p> <p>① 基礎数・基礎率全般</p> <p>被用者年金一元化の下での基礎数・基礎率の作成方法については、制度ごとに異なる方法を用いることに合理的理由がある場合を除いては、各制度がそれぞれ従来手法に固執することなく、全制度共通の標準的な方法を設定して用いるべきである。なお、基礎率の設定に当たっては、実績の動向が年金財政に与える影響にも注意し、特に将来の傾向が確実に見込めるものについては、できるだけフォワードルッキングの観点で適切に作成されるよう留意すべきである。</p>	<p>今回の財政検証では、被用者年金の一元化が施行されているため、厚生労働省において、厚生年金保険法施行規則第88条の10に基づき、各実施機関から報告されたデータを基に設定している。設定に当たっては、制度固有の状況を踏まえる必要があるなどの合理的な理由がある場合を除き、全制度共通の方法を取っている。また、基礎率については、過去の制度改正の影響や失権率・有配偶率など、将来の傾向が見込めるものについては、適切に見込んだ上で作成している。</p>
<p>② 経済前提の設定</p> <p>例えば、将来の労働力人口の減少と労働分配率を一定と置くことの整合性等人口動態と経済との関連性、過去の実績値を用いる場合の用い方が過去の財政検証時と異なる場合等で恣意をいかに排除するか、積立金運用における昨今のボラティリティの高まりを考慮した運用利回りの設定、マクロ経済スライドの有効性に特に重要な影響のある賃金上昇率及び物価上昇率の設定方法等、さらに研究されるべき課題があると思われる。いずれにせよ、我が国の公的年金制度の財政検証における経済前提の設定方法については、引き続き研究、検討がなされ、さらにより良いものとなっていくことが望まれる。</p>	<p>今回の経済前提の設定における経済モデルの建て方については、社会保障審議会年金部会の下に設置された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」において、「これまでの財政検証において長期の経済前提を設定する際に用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていると考えられることから、今回も基本的には同様の手法を用いることとする。ただし、その後の状況変化等を踏まえ、改善が可能と考えられる点については改善を行うこととする。」とされた。</p> <p>前回からの改善点については、具体的には以下のような改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の分析で明らかとなった消費者物価指数とGDPデフレ率の差のうち、算式の違いにより生じている部分については、将来にわたり続く可能性も考えられるため、一定程度考慮することとした。 ・ 2014（平成26）財政検証においては、将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計したうえで、内外の株式等による分散投資効果を上積みするという考え方で設定していたが、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、長期金利は中央銀行の政策の影響も大きく受けるなど、マクロ経済に関する試算の中で位置づけがわかりにくくなっている ・ 年金積立金の市場運用を開始した2001（平成13）年度から17年以上が経過し、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の運用実績（2005年度以前は年金資金運用基金の運用実績。以下同様。）を活用する環境が整ったことから、今回からは、運用利回りの設定に当たってはGPIFの運用実績を活用した。
<p>④ 共済年金の被保険者数の見直し</p> <p>公務員共済の将来の被保険者数については、将来の行政改革等の方向性とも相まって、将来を正確に見通すことは非常に困難な面があることも否めない。そういった事情にも配慮し、前回の当部会指摘の趣旨を踏まえ、複数の可能性を想定した対応について検討されることを望みたい。</p>	<p>-</p>

<p>今後の財政検証への提言 (番号は前回レビュー報告書「第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言」の該当節番号)</p> <p>(4) 実施体制、年金制度間の連携</p> <p>実施体制については、まず、担当職員数については、計算ケースの増大に今後対応できるのかといった懸念もあることから、各制度においては、これからも確実な作業が実施されるよう配慮を望みたい。また、財政計算の専門性に鑑み、担当職員の資質向上についても、これまでの対応で果たして十分かどうか、各制度においてよく検証し、担当職員の研修機会の拡大等、これまで以上により一層の工夫、努力がなされることを望みたい。</p>	<p>対応状況</p> <p>財政検証の作業量などに応じて適切に担当職員を配置している。また、厚生年金担当、国民年金担当ごとに、それぞれでシミュレーション方法等の研修を実施するなどして、担当者の専門性・資質の向上に努めている。</p>
<p>(4) 実施体制、年金制度間の連携</p> <p>実施体制については、まず、担当職員数については、計算ケースの増大に今後対応できるのかといった懸念もあることから、各制度においては、これからも確実な作業が実施されるよう配慮を望みたい。また、財政計算の専門性に鑑み、担当職員の資質向上についても、これまでの対応で果たして十分かどうか、各制度においてよく検証し、担当職員の研修機会の拡大等、これまで以上により一層の工夫、努力がなされることを望みたい。</p> <p>年金各制度間の連携については、今後は、さらに制度間の連携を強め、特に、推計方法の標準化すべき事項につきさらなる改善がなされることを望みたい。</p>	<p>基礎数・基礎率の作成、被保険者数の将来推計、国共済・地共済の財政調整等について、実施機関所管省及び実施機関の数理担当者と連絡会議を行った。また、将来推計作業においても、国共済・地共済間の財政調整を織り込んだ実施機関別の収支見通しを厚生労働省が作成する等の過程において、各実施機関担当省と連携を図った。</p> <p>また、基礎数・基礎率の作成にあたっては、上記(3)①のとおり、合理的な理由がある場合を除き、全制度共通の方法を取っている。</p>
<p>(5) 給付水準調整期間にみる制度の安定性</p> <p>厚生年金の給付水準調整期間は、前々回の平成16年財政再計算では報酬比例部分と基礎年金部分とで同期間であったが、前回財政検証では報酬比例部分の調整期間は短縮、基礎年金部分は長期化した。今回はその傾向が続き、その差がさらに広がっている。特に今回は、ケースHで国民年金の積立金が枯渇するケースも示されている。したがって、国民年金制度に対する今後の適切な対応が強く望まれる。</p>	<p>基礎年金の動向についてみると、2009(平成21)年、2014(平成26)年の過去の財政検証では、マクロ経済スライドの調整期間が延びており、所得代替率も下がる傾向にあった。今回の検証結果では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金被保険者の増加や ・運用収益の増加 <p>といった年金財政へのプラス要素や、2016年年金改正による年金額改定の改正などもあり、これまで見られたような基礎年金部分の所得代替率の低下にも歯止めがかかった。</p> <p>しかしながら、報酬比例部分との相対関係では依然として基礎年金の調整期間が長期化している事実があり、2020年年金改革法の附帯決議でも規定されているように、基礎年金水準の引き上げにむけて検討を実施していく。</p>
<p>(6) 有限均衡方式</p> <p>有限均衡方式自体は、公的年金の積立金の在り方の議論から導入された経緯があるが、このような財政方式の特性については、正確に国民に周知されるべきである。</p>	<p>永久均衡方式では、100年より先の将来見通しまで考慮に入れて、給付水準調整を行うこととなることから、将来見通しの限界を踏まえ、有限均衡方式が適切と考えている。このような考え方は数理レポートに記載されている。</p> <p>財政方式を含め公的年金の財政やその検証結果については、これまでも財政検証結果レポートや厚生労働省ホームページ「いっしょに検証！公的年金(いわゆる、年金マンガ)」等でお示ししてきているが、さらなる充実にもついでに都度、検討をしていく。</p>
<p>(8) 国共済、地共済ごとの財政見直し</p> <p>被用者年金一元化により導入された財政調整等の総合的な仕組みが適切に機能するかどうかの確認の観点から、それぞれの財政見直しについても示されるよう強く望むものである。</p>	<p>厚生労働省のホームページにおいて、実施機関(旧厚生、国共済、地共済、私学共済)別の収支見直しをお示している。</p>

<p>今後の財政検証への提言 (番号は前回ピアレビュー報告書「第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言」の該当節番号)</p>	<p>対応状況</p>
<p>2 今後の財政検証への提言 (1) 財政検証の確実な実施 今後の公的年金の財政検証においては、前節における今回財政検証に係る当部会の評価及び指摘事項を踏まえつつ、その意義や目的が確実に果たされるよう実施されたい。</p>	<p>評価及び指摘事項についての個々の項目に、対応状況を記す。</p>
<p>(2) 年金財政の変動要因分析 厚生年金及び国民年金の財政検証により示される将来の所得代替率や給付水準調整期間が、前回財政検証結果からいかに変動したかについては、その要因分析ができただけ詳細に示されるべきである。一般的に、年金財政の変動要因は、主に足下の基礎数の乖離及び前提となる基礎率の乖離であるが、我が国の公的年金においては、さらに、制度改正の影響や、有償均衡方式等財政フレームに起因する変動も考え得る。いずれにせよ、財政見通しが過去の見直しからある程度変動していくことは避けられないことから、その要因について適切に示されることを望みたい。</p>	<p>2019年8月の年金部会資料として、2014年から直近までの実績と2014年財政検証の見直しを、被保険者数等の要因ごとと比較し、2019年財政検証へ与えるプラスマイナスの影響が分かるように要因ごとに示している。 また、2016年の年金改革法では、以下のとおり年金額の改定ルールの見直しが行われ、これらの制度改正の所得代替率や給付水準調整期間への影響は、今回の財政検証でオプション試算の「参考試算」で示している。 ・賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底 ・マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整</p>
<p>(3) 確率的将来見直し 確率的将来見直しについては、年金財政の安定性をより詳細にみるための有効な手段として、これまでの当部会の報告書でも提言してきたところである。これは、各基礎率が一定の確率分布に基づくと考えて、将来の財政の有り得る可能性(確率)を示す手法である。ただし、これには、対象基礎率の選定、基礎率の分布の設定、基礎率間の整合性、必要なシミュレーションの回数、結果の表現方法等様々な課題があり、実施に当たってはある程度の割り切りが必要であることも同時に述べてきたところである。 当部会では、今回も引き続き確率的将来見通しの検討の必要性につき提言したい。特に、今回のように複数の経済前提に基づく結果が並列的に取られていると、給付水準調整終了年度を決定するという財政検証本来の目的が果たせなくなることが懸念されることから、確率的将来見直しはこれに対する対応策の一つとなり得ると考える。</p>	<p>確率的将来見直しについては、2014年財政検証のピアレビューの報告書や、その後の年金数理部会の議論でも指摘されているように、 ・対象基礎率の選定、基礎率の分布の設定が困難であること ・基礎率間の整合性をどう考えるべきか ・必要なシミュレーションの回数など技術的な課題 ・結果の表現方法も難しい など、実施するためには課題が多いと認識しているところ。 特に、人口要素の出生率、死亡率や経済要素の物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り、労働参加率については、財政検証における重要な要素であるため、将来の確率分布を設定する必要があると考えたが、これらの確率分布について、将来の不確実性を踏まえると、どのように設定すれば有用な将来推計となるか結論を得ることができなかった。</p>
<p>(4) 分布推計 近年、低年金者の問題が取り上げられる機会が多くなっている。また、マクロ経済スライドの導入後、将来世代の受け取る年金額にも関心が集まるようになってきている。したがって、財政検証における将来見直しにおいて、本来の財政検証の目的とは別に、性別、世代別、年金額階級別の分布推計とされるようになることが望ましい、との見方がある。 勿論、現行の財政検証のように、主に抽出データを用いて世代別、被保険者期間別に平均標準報酬等の基礎統計を作成しこれを基礎数としてシミュレーションする方法では、分布推計には対応できず、これに対応するには推計方法、データ及びシステムの大転換が必要となり容易ではない。また、果たして100年後の分布推計まで必要か、といったこともある。しかし、財政検証システムで対応すべきかどうかは別にしても、このような将来推計への要請については、一考を要すると考える。なお、この場合の基礎率の設定においては、年金額階級別失権率や標準報酬指数カーブのフラット化を組み込む要否を含め現行財政検証よりきめ細かく設定する必要性が生じる場合があることに配慮する必要がある。</p>	<p>現行の財政検証システムは保険料拠出期間の合計とその総報酬の合計を基礎に、将来の総給付を推計しているが、分布推計は個人での加入履歴を推計していく必要がある。 このためには新たな入力データ(個人で国民年金第1～3号の被保険者記録がなくなっているデータ)を基礎に、抜本的な財政検証システムの刷新が必要となるが、2019年財政検証では、まだデータが得られなかった上、システム対応も困難なため対応できなかった。今回の検証に向けて、国民年金第1～3号の記録がなくなったデータの入手に努め、財政検証システムの刷新についてどのような対応が可能か引き続き検討していきたい。</p>